

人 事 課

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

1 条例改正の趣旨について

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成31年4月1日から施行され、民間労働者に対して時間外労働の上限規制が導入されます。また、これに合わせて、国家公務員においても人事院規則の改正により、超過勤務命令の上限規制が導入されます。

これらのことを踏まえ、区においても、職員の健康保持や能率的な業務遂行を図り、働きやすい職場づくりを一層推進するため、超過勤務命令の上限規制を導入します。

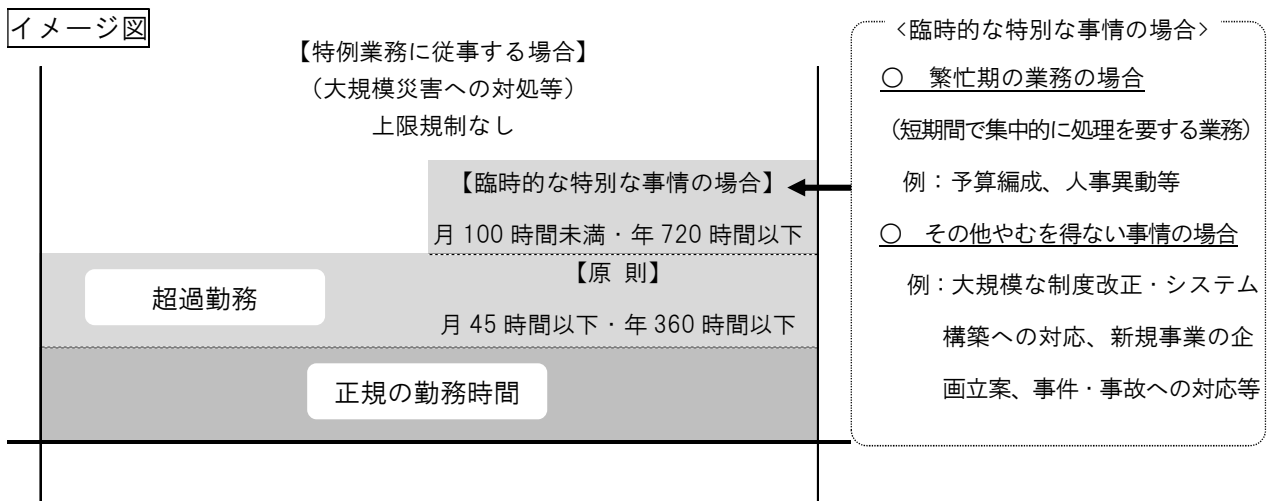
2 条例改正の概要について

(1) 改正内容

超過勤務命令の上限時間について、以下のとおり規則で定めます。

ア 原則月45時間以下・年360時間以下、繁忙期の業務等、臨時的な特別な事情の場合は月100時間未満・年720時間以下とします。

イ 大規模災害への対処等、重要かつ特に緊急に処理を要する業務（特例業務）に従事する場合は上限規制を適用しません。



(2) 施行期日

平成31年4月1日